

平成 29 年 3 月 1 日

在ジョージア日本国大使館声明

ジョージアのツヒンヴァリ地域/南オセチアにおける所謂「住民投票」 及びアブハジアの占領線の所謂「通過点」の閉鎖について

在ジョージア日本国大使館は日本国外務省の承認のもと以下の声明を発出する。

日本は、ジョージアの被占領地域であるツヒンヴァリ地域/南オセチア及びアブハジアにおける紛争が、国際的に認知された国境内でのジョージアの主権及び領土一体性の原則に基づき平和的に解決されることが、同国及び南コーカサス地域全体の平和と安定にとって不可欠であるとの一貫した立場である。

日本は、4月9日に予定されるジョージアの南オセチア地域での南オセチアの名称の変更に関する所謂「住民投票」の実施の決定及び深刻な人権侵害を招いているアブハジア地域の占領線の所謂「通過点」の閉鎖に深い懸念を表明し、改めて上述の立場を確認する。

日本・ジョージア両国は、ジョージアの国際的に認知された国境を変更しようとする如何なる試みにも反対している。

これらの点は、2014年10月に署名された「日本国とグルジアとの間の『平和と民主主義への連帯』に関する共同声明」においても明記されている。